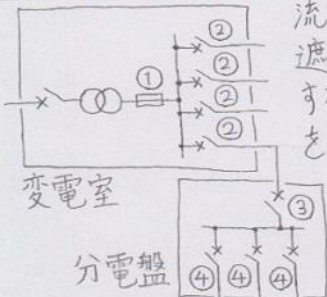


391. 過電流遮断器の遮断容量と施設箇所①

〈過電流遮断器の遮断容量〉

④ 低圧電路：。低圧電路に施設する過電流遮断器は、これを施設する箇所を通過する短絡電流を遮断する能力を有する物でなければならない。ただし、経済的または技術的な理由により、大電



流領域の過電流を遮断する遮断器と小電流領域の過電流を遮断する遮断器とを設け、2個の遮断器の組合せにより過電流遮断を行う方式、すなわちカスケード遮断方式を採用する場合がある→これは性能上、「これを施設する箇所を通過する短絡電流を遮断する能力」を有しているため、

規定に適合しているものとして認められている。しかし、左図に示す②と③の遮断器のように異なる地点におけるカスケード遮断方式は、「これを施設する箇所を通過する」の条件に適合しないため、一般的には認められ

(低圧電路のカスケード遮断方法) ていない→③の遮断器が配線用遮断器の場合で、③を通過する最大短絡電流が10kAを超え、③の遮断器が遮断容量10kA

以上の配線用遮断器である場合のみに限り認められている。なお、同図の③と④のように同一分電盤などにおけるカスケード遮断方式は、「これを施設する箇所を通過する」の条件に適合するため、認められている

⑥ 高圧および特別高圧電路：。高圧および特別高圧電路に施設する過電流遮断器も低圧電路の場合と同様、これを施設する箇所を通過する短絡電流を遮断する能力を有するものでなければならない。なお、当該電路の規定にはカスケード遮断方式は認められていない。また、当遮断器は、開閉状態が容易に確認できる場合を除き、開閉状態を表示する装置を有する物でなければならない

〈過電流遮断器の施設箇所〉

① 高圧または特別高圧電路：機械器具および電路を保護するために必要な箇所に過電流遮断器を施設しなければならない

② 低圧配線：。幹線：幹線の電源側電路には、原則として当該幹線を保護する過電流遮断器を施設しなければならない(解釈第148条)。分岐回路：幹線との分岐点からの電線の長さか3m以下の箇所には、原則として過電流遮断器を施設しなければならない(解釈第149条)

③ 過電流遮断器の施設が必要な機械器具：下記に示す機械器具には、当該機械器具に過電流が生じた場合に、自動的に電路から遮断する装置(過電流遮断器)を施設しなければならない。35kV以下の特別高圧電線路に接続する特別高圧配電用変圧器の一次側(解釈第26条)。発電機(解釈第42条)。バンク容量500kvarを超える特別高圧の調相設備(電力用コンデンサまたは分路リアクトル)(解釈第43条)。発電所または変電所等に施設する蓄電池(解釈第44条)。燃料電池発電所に施設する燃料電池(解釈第45条)。屋内に施設する出力が0.2kWを超える電動機(解釈第153条)



過電流遮断器の施設に必要な機械器具の条件となる数字は覚えておくべきなのね

過電流遮断器の遮断容量のポイントは、「これを施設する箇所を通過する短絡電流を遮断する能力を有する物」である事

